

■優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン  
 (第三計画期間版 (令和6年度認定向け) ) 改正表

(令和6年4月1日)

#	修正箇所・ページ				修正内容
	対象	区分Ⅰ	区分Ⅱ	関連評価項目名等	
1	認定ガイドライン	p26	p26	3 (1) ア 認定申請継続の手続き	次のとおり表記を修正 「ただし、状況の変更が、設備の変更のみ又は熱供給事業所における熱供給先面積の変更のみの場合 <b>は</b> 、この限りではない。」
2	認定ガイドライン	p256	-	Ⅲ1c.1居室以外の照度条件の緩和	次のとおり表記を修正 「ア 3/4点灯以下に減灯しているもの（ランプ又は配線を抜いているものも含む。）、ランプ出力を75%以下に調光しているもの又は <b>室の使用時間帯に</b> 消灯している。」
3	認定ガイドライン	p224	-	Ⅲ1a.4熱のエネルギー効率の実績	次のとおり説明を補記 「(2) 主たる用途が熱供給施設以外の場合は、熱、電力、ガス等の実績データに基づき算定した熱のエネルギー効率 <b>(年間の熱製造量/年間のエネルギー消費量)</b> の実績値を記入すると、取組状況の程度及び評価点が自動計算される。なお、熱のエネルギー効率には、冷却水ポンプ、空調用1次ポンプ等の熱源補機の消費電力も含めるものと <b>するし、電気は一次エネルギー換算を行い、ガスは高位発熱量で換算を行う。</b> 」
4	認定ガイドライン	p12,28,298	p12,28,535	第二部、第四部	環境局ホームページのURLを修正 (令和6年2月29日サイトリニューアル) 「 <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/toplevel/certification/">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/toplevel/certification/</a> 」
5	認定ガイドライン	-	p291	Ⅲ3b.1事務室以外の照度条件の緩和	次のとおり、終日消灯されている建屋で点検時のみ点灯する場合は実施と判断できることを追記 「 <b>(2) 点検時以外、終日消灯している場合は、実施と判断してよい。</b> 」
6	認定ガイドライン	p135,140	p169,171	(区分Ⅰ) Ⅱ3b.1高効率空調機の導入 Ⅱ3b.3高効率ファンの導入 (区分Ⅱ) Ⅱ2a.3高効率空調機の導入 Ⅱ2a.4高効率空調・換気用ファンの導入	次のとおり、ECモータについては永久磁石 (IPM) モータと同等として評価できることを追記 「永久磁石 (IPM) モータとは、回転子に永久磁石を内蔵したもので、専用インバータと組み合わせて用いる <b>ものとし、ECモータ (永久磁石で励磁された三相同期機で、無段階に回転数を調整することができるもの) も含める。</b> 」

※優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準及び検証ガイドラインは変更無し

※その他軽微な修正を実施